第七第五号に次のただし書を加える。

ただし、たるき又はトラスと次に掲げる部材のいずれかとを金物で構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りでない。

イ　上枠（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。）

ロ　上枠及び天井根太（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と天井根太とを緊結する場合に限る。）

第七第九号中「頭つなぎ」の下に「（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。）」を加え、第七に次の一号を加える。

十三　天井根太に軽量Ｈ形鋼を使用する場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。

第八第六号中「薄板軽量形鋼」の下に「又は軽量Ｈ形鋼」を加える。

第十第一号中「第六号」の下に「、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）」を加え、同第二号中「床根太」の下に「相互」を加え、「とする」を「とする」に、「第七第九号」を「第七第二号（たるき相互の間隔を一メートル以下とする場合に限る。）及び第九号」に改める。

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第四条　構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一第四号中「床版の枠組材」の下に「（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）」を加え、同第七号中「この号」の下に「及び第三第二号」を加え、同第八号中「又は四〇六に適合する」を「若しくは四〇六に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上の」に、「又は四〇八に適合する」を「若しくは四〇八に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百八十四ミリメートル以上の」に改め、同第十一号に次のただし書を加える。

ただし、当該耐力壁の上枠と同寸法以上の断面を有する床版の枠組材を当該上枠に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りでない。

第一第十五号表以外の部分中「頭つなぎ」の下に「（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。）」を加え、同第十六号の表中「ＳＦＮ四五」を「ＳＦ四五」に改める。

第二第七号中「頭つなぎ」の下に「（第一第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。）」を加え、同第八号中「二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　二階以上の階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ　二階以上の階の床根太に軽量Ｈ形鋼（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第四第八号ロに規定する軽量Ｈ形鋼をいう。以下同じ。）を使用する場合

第二第九号ニ中「（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。）」を削り、同号ヘ中「薄板軽量形鋼」の下に「（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第四号に規定する薄板軽量形鋼をいう。）」を加え、同号への次に次のように加える。

ト　一階の床根太に軽量Ｈ形鋼を使用する場合

第三第二号中「第六号」の下に「、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

国会事項

衆　議　院

議案提出

七月三十一日議員から提出した議案は次のとおりである。

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（奥野総一郎外二名提出）

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要外三名提出）

議案送付

七月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

七月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出国家貿易における優遇枠に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出世界遺産登録における用語の解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出安倍総理の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出ヘリウムガス吸引による事故に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出麻疹の感染者が沖縄に旅行に来たことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木克昌提出安保法制の問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出政府が設置する諮問機関に係る構成メンバーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員菅直人提出川内原発の高経年化対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出藤崎駐米大使とクリントン国務長官との会談に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出財政制度等審議会財政制度分科会で示された教職員定数の合理化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する再質問に対する答弁書

参　議　院

議事日程　第三十六号

平成二十七年七月三十一日（金曜日）

午前十時　本会議

第一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（趣旨説明）

議案提出

七月三十一日議員から次の議案が提出された。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆外八名発議）（参第一三号）

議案受領

七月三十一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

議案付託

七月三十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第八号）　内閣委員会に付託

質問主意書提出

七月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

誰もがいきいきと働けるための環境整備に関する質問主意書（石上俊雄提出）（第二二二号）